○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び関係法律の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部改正）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（文書の証明） **第十条**　この規則で定める様式による報告書、届出書又は申請書を公正取引委員会に提出する場合には、これらの文書が真正に作成されたものであること及びその内容が真正であることを証する書類を添付しなければならない。 ［様式］	［条を加える。］ ［様式］

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

法第９条第４項の規定による報告書（国内の会社）

年　月　日現在

年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり報告します。

記

１　提出会社に関する事項

（ふりがな） 名　称 （注１）		事務上の連絡先	担当部署	
住　所	〒		住　所	〒
			担当者	
			電話番号	－　－
設立年月日	年　月　日	決算の時期		月
総資産等	総資産（Ａ） （注２）	所有株式のうちの国内の子会社(注３)の株式の帳簿価格（注４）(Ｂ)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注５）(Ｂ)／(Ａ)×100	
	百万円	百万円		%
現に営む事業の概要（注６）	事業分野（注７）	最近１年間の売上額（注８）		備考（注９）
		百万円		
報告の状況（注10）	１　前期分提出 ２　新規提出 ３　以前に提出　→　前回提出年月　年　月			

（注）１　前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。
２　総資産は，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の２の規定による額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。
３　子会社とは，法第９条第５項の規定により子会社として定義されているものをいう。
４　株式の帳簿価格には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお，百万円未満を切り捨てて記載すること。
５　子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下２桁を四捨五入し，小数点以下１桁までを記載すること。

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

法第９条第４項の規定による報告書（国内の会社）

令和　年　月　日現在

令和　年　月　日

公正取引委員会　殿

名　称
代表者の役職　氏名　　印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第４項の規定により，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の４第２項に掲げる書類を添え，下記のとおり報告します。

記

１　提出会社に関する事項

（ふりがな） 名　称 （注１）		事務上の連絡先	担当部署	
住　所	〒		住　所	〒
			担当者	
			電話番号	－　－
設立年月日	年　月　日	決算の時期		月
総資産等	総資産（Ａ） （注２）	所有株式のうちの国内の子会社(注３)の株式の帳簿価格（注４）(Ｂ)	子会社の株式の総資産に対する所有比率（注５）(Ｂ)／(Ａ)×100	
	百万円	百万円		%
現に営む事業の概要（注６）	事業分野（注７）	最近１年間の売上額（注８）		備考（注９）
		百万円		
報告の状況（注10）	１　前期分提出 ２　新規提出 ３　以前に提出　→　前回提出年月　年　月			

（注）１　前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は，旧名称を付記すること。
２　総資産は，昭和28年公正取引委員会規則第１号第１条の２の規定による額を，百万円未満を切り捨てて記載すること。
３　子会社とは，法第９条第５項の規定により子会社として定義されているものをいう。
４　株式の帳簿価格には，合名会社，合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお，百万円未満を切り捨てて記載すること。
５　子会社の株式の総資産に対する所有比率は，小数点以下２桁を四捨五入し，小数点以下１桁までを記載すること。